



施策体系

分野 施策 施策

- 1. 子育で・教育・人権
- 1-1 子育て支援の充実
- 1-2 青少年の健全育成
- 1-3 学校教育の充実
- 1-4 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進
- 1-5 人権の尊重と多文化共生社会の実現

2. 福祉•生活

- 2-1 健康づくりの推進と地域医療体制の整備
- 2-2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり
- 2-3 障がい児・者福祉の充実
- 2-4 地域福祉の推進
- 2-5 生活困窮者等への支援の充実
- 2-6 消費者行政・防犯対策の充実

- 3. 産業・観光・歴史文化
- 3-1 商工業の振興
- 3-2 農林水産業の振興
- 3-3 地域資源を生かした観光の振興
- 3-4 歴史文化遺産の保全・活用

- 4. 環境·都市計画· 都市基盤整備
- 4-1 均衡ある土地利用の推進
- 4-2 自然環境・美しい景観の保全
- 4-3 生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給
- 4-4 防災・減災対策の強化
- 4-5 道路ネットワークの整備と交通安全の推進
- 4-6 公共交通の利便性の向上
- 5. 市民活動・行財政運営
- 5-1 市民活動・自治会活動の推進
- 5-2 市民との情報共有の推進
- 5-3 効果的・効率的な行財政運営

計画の見方

基本構想で示した分野を 示しています。

施策名を示しています。

分野

子育で・教育・人権

各施策において5年後の本市 がめざす姿を示しています。



子育て支援の充実

▶めざす姿

すべての家庭が安心して楽しく子育てができるよう、地域全体で協力して子育てをしています。

▶現状·課題

少子化の進行や世帯の細分化、生活困窮と貧困等、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、 共働き世帯の増加や就労形態の多様化により、子育て環境に対するニーズが多様化しています。

すべての子育て家庭が安心して楽しく子育てができるよう、ニーズに合わせた子育てサービスの充実や子育て 環境の整備、経済的負担の軽減や子育てにやさしいまちづくりの機運を高めるような取組を行うことが必要です。

待機児童の解消にあたっては、保育施設の整備とともに、保育人材の確保・育成に取り組む必要があります。また、就学前教育・保育においては、いろいろな遊びの中で十分に体を動かし感性豊かな心が育つよう、学校教育との連携のもと、質の確保及び向上に取り組む必要があります。

各施策についての現状と課題、本市のこれまでの取組等を示しています。

不安や孤立の解消のため、交流の場や機会を設け、多くの親子が利用しているものの、家庭や地 弱まりや、子育て家庭の孤立化は依然として課題となっています。身近なところで気軽に集い、相 地域での居場所づくりを進め、地域全体で子育てをする環境を作っていく必要があります。

・ら子育て期に抱える様々な悩み事等に対しては、個々の家庭の状況に応じた適切な対応が出来るよう、切れ目のない相談支援体制の充実を図る必要があります。

児童虐待は、件数の増加とともに、内容が複雑化・多様化しています。また、様々な要因により困難を抱えている子どもも多く、虐待を未然に防止するとともに、困難を抱えている子どもや家庭を早期に発見し対応できるよう、専門性の向上を図り、地域・関係機関の連携を強化し、協働して取り組むことが必要です。様々な事情により、相談機関と自ら接点を持ちにくい家庭もあり、アウトリーチ型*の支援を充実させることも必要です。





36

めざす姿の実現に向けての取組 方針及び方針に基づく主な取組 を示しています。

取組方針に対応する個別計画(下に記載)との対応を示しています。

この施策に関連する主なSDGs のゴールを示しています。

対応する主なSDGsのゴール









はじめに

基本構想

▶取組方針と主な取組

①子育て家庭への支援の充実

妊娠期から出産・子育てまでの切れ目のない相談支援や 情報提供、また経済的負担の軽減等により、安心して子ども を産み育てることができるよう、各機関と連携・協働し、支援 します。 医療機関・子育て支援センター等との連携・協働による相談支援、ひとり親家庭の相談・交流事業の充実、医療費助成制度の充実



多様なニーズに合わせた子育て環境の整備と保育人材の 確保・育成を推進するとともに、地域における子育て支援の 充実を図ります。



保育ニーズに応じた保育園・こども園・学 童保育所の環境整備、保育人材バンクの 活用等による保育人材の確保、就学前教 育・保育における質の確保・向上、地域に おける子育で支援環境の整備

③児童虐待の未然防止及び早期発見・対応

児童虐待の未然防止及び早期発見・対応に向け、地域・関係機関との連携・協働体制の強化や相談体制の充実を図ります。また、困難を抱えている子どもや家庭についても、早期に発見し、適切な対応が取れるよう、体制の充実を図ります。

産前・産後サポート事業等の妊産婦支援 事業の充実、要保護児童対策地域協議会 の機能強化



▶指標●

めざす姿の実現状況を把握する ための指標について現状値と目 <u>煙値を示しています。</u>

指標	現状値	信他で小している
待機児童数(学童保育所)	0人	0人
待機児童数(未就学児)	52人	0人
児童虐待終結件数/児童虐待件数	17.2%	20.0%

▶関連する主な市の計画

- 子ども・子育て支援事業計画
- 男女共同参画行動計画
- 食育推進計画
- ほほえみやす21健康プラン
- 教育振興基本計画
- 地域福祉基本計画

この施策に関連する市の主要な 個別計画を示しています。

37

35

至斗

総合

子育で・教育・人権

施策

子育て支援の充実

▶めざす姿

すべての家庭が安心して楽しく子育てができるよう、地域全体で協力して子育てをしています。

▶現状·課題

少子化の進行や世帯の細分化、生活困窮と貧困等、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、 共働き世帯の増加や就労形態の多様化により、子育て環境に対するニーズが多様化しています。

すべての子育で家庭が安心して楽しく子育でができるよう、ニーズに合わせた子育でサービスの充実や子育で環境の整備、経済的負担の軽減や子育でにやさしいまちづくりの機運を高めるような取組を行うことが必要です。

待機児童の解消にあたっては、保育施設の整備とともに、保育人材の確保・育成に取り組む必要があります。また、就学前教育・保育においては、いろいろな遊びの中で十分に体を動かし感性豊かな心が育つよう、学校教育との連携のもと、質の確保及び向上に取り組む必要があります。

子育て家庭の不安や孤立の解消のため、交流の場や機会を設け、多くの親子が利用しているものの、家庭や地域の子育て力の弱まりや、子育て家庭の孤立化は依然として課題となっています。身近なところで気軽に集い、相談できるような地域での居場所づくりを進め、地域全体で子育てをする環境を作っていく必要があります。

また、妊娠期から子育て期に抱える様々な悩み事等に対しては、個々の家庭の状況に応じた適切な対応が出来るよう、切れ目のない相談支援体制の充実を図る必要があります。

児童虐待は、件数の増加とともに、内容が複雑化・多様化しています。また、様々な要因により困難を抱えている子どもも多く、虐待を未然に防止するとともに、困難を抱えている子どもや家庭を早期に発見し対応できるよう、専門性の向上を図り、地域・関係機関の連携を強化し、協働して取り組むことが必要です。様々な事情により、相談機関と自ら接点を持ちにくい家庭もあり、アウトリーチ型**の支援を充実させることも必要です。



合計特殊出生率*の推移(県・全国との比較)





①子育て家庭への支援の充実

妊娠期から出産・子育でまでの切れ目のない相談支援や 情報提供、また経済的負担の軽減等により、安心して子ども を産み育てることができるよう、各機関と連携・協働し、支援 します。

取組方針

医療機関・子育て支援センター等との連 携・協働による相談支援、ひとり親家庭の 相談・交流事業の充実、医療費助成制度 の充実

主な取組







②安心して子育てできる環境の整備

多様なニーズに合わせた子育て環境の整備と保育人材の 確保・育成を推進するとともに、地域における子育て支援の 充実を図ります。







保育ニーズに応じた保育園・こども園・学 童保育所の環境整備、保育人材バンクの 活用等による保育人材の確保、就学前教 育・保育における質の確保・向上、地域に おける子育て支援環境の整備

③児童虐待の未然防止及び早期発見・対応

児童虐待の未然防止及び早期発見・対応に向け、地域・関 係機関との連携・協働体制の強化や相談体制の充実を図りま す。また、困難を抱えている子どもや家庭についても、早期に 発見し、適切な対応が取れるよう、体制の充実を図ります。

産前・産後サポート事業等の妊産婦支援 事業の充実、要保護児童対策地域協議会 の機能強化







▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
待機児童数(学童保育所)	0人	0人
待機児童数(未就学児)	52人	0人
児童虐待終結件数/児童虐待件数	17.2%	20.0%

- 子ども・子育て支援事業計画
- 男女共同参画行動計画
- 食育推進計画

- ほほえみやす21健康プラン
- 教育振興基本計画
- 地域福祉基本計画

青少年の健全育成

▶めざす姿

家庭、学校、地域、関係機関が一体となった社会の中で、青少年の自主性や自立性と豊かな感性が育まれています。

▶現状•課題

青少年期は豊かな人間性を育みながら、一人の人間としての自立を促す重要な時期にあたりますが、情報化の 進展や共働き世帯の増加などの家族のあり方の変化、地域のつながりの希薄化など、青少年を取り巻く環境は激 しく変化しています。

青少年の健全育成のため、子どもの居場所づくりや多様な世代が参画する様々な活動への支援を継続するとともに、今後は、子どもが自由に活動できる場を提供し、子どもが主体的に学び成長できるような育てる支援へ転換していく必要があります。

青少年育成団体の後継者確保が課題となっており、子どもも大人も主体的に活動に関われるような場所と機会を提供することで、次代の地域活動のリーダーを育成していくことが求められています。

また、すべての青少年が心身ともに健やかに成長していけるよう、家庭、学校、地域、関係機関が一体となって連携し、非行の防止やひきこもり等への支援を着実に行う必要があります。



地域子ども教室の参加人数の推移



取組方針	主な取組
①青少年の自主性を育てる機会や場の提供 青少年が自主的・主体的に学び活動できるよう支援を行い、これらの活動を通して将来の地域活動におけるリーダーの育成に取り組みます。	地域の子どもたちの安全・安心な居場所 の確保、地域の多様な世代が参画する 様々な体験・交流・学習活動の子どもたち への提供
②非行の防止やひきこもり等への支援 家庭、学校、地域、関係機関が一体となり、青少年を有害な 情報や犯罪から守り、非行の未然防止やひきこもり等への支 援を行います。	学校・地域・少年センター・警察等と連携し た非行防止やひきこもり対策の推進、情 報発信や相談支援体制の整備

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
地域子ども教室の参加人数	4,310人	5,020人
少年センターの相談件数	554件	590件

- 教育振興基本計画
- 生涯学習振興計画

学校教育の充実

▶めざす姿

家庭、学校、地域、関係機関が連携して子どもたちに充実した教育機会を提供し、すべての子どもたちが確かな学力と豊かな心と健康な体を育みながら、いきいきと学んでいます。

▶現状·課題

確かな学力の定着・向上のためには、子どもたちが「わかる喜び、できる楽しさ」を実感し、家庭学習などの自主 学習を着実に行っていくことが必要です。

学校では、近年急速に進む情報化とグローバル化により、従来からの基礎学力に加え、プログラミング学習を通じた論理的思考力や情報活用能力、英語力など、新しい能力の獲得が求められるようになっています。これらの新しい教育内容に対応するための教員の資質向上が求められる他、教育をサポートし、効果を高めるためのICT*環境の整備と活用の推進が必要となっています。

また、就学前教育・保育とも連携し、授業のみならず様々な活動や体験を通じて、豊かな心と健康な体を育み、子どもたちが自ら考え、判断して行動し、学んだことを社会で生かせるような力を養う必要があります。

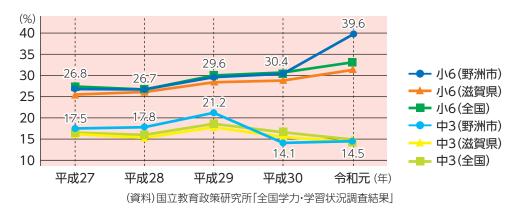
家庭は子どもが育つ上で重要な役割と責任を担っており、家庭学習や読書活動の充実等、家庭や地域での過ごし方を見直す必要があります。

また、貧困や虐待などの課題を抱えた家庭や、子育てへの無関心や過保護・過干渉などの家庭等もあり、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校と関係機関が協力し、子どもの育ちへの支援を行うことが必要となっています。

不登校児童生徒の増加やいじめの問題、個別の支援を必要とする子どもの増加など、一人ひとりの状況に応じた教育機会の提供が一層必要となっています。また、子どもだけでなく、親子をまるごとサポートできる体制の整備が必要であり、迅速に組織的な対応を進める必要があります。

このほか、老朽化する教育施設の更新、通学路の安全確保など、子どもたちの安全を守る教育環境の整備や、教育活動を担う教職員の働きやすい環境づくり、また地域の教育力を生かした地域に根ざす学校づくりを行っていくことで、市全体で子どもたちの教育を支えていくことが求められています。

「家で自分で計画を立てて勉強をしている」と回答した児童生徒の割合の推移(県・全国との比較)







取組方針	主な取組
 ①確かな学力の定着・向上 子どもたちが「わかる喜び、できる楽しさ」を実感出来るよう、学校、家庭、地域が連携し、確かな学力の定着・向上を図ります。様々な活動や体験を通じ、豊かな心と健康な体、また自ら考え、判断して行動できる力を育みます。 	読書活動の推進、教員の資質向上、学習 指導要領に則した授業改善、家庭学習の 充実、「子どもの体力向上プラン」の策定 と着実な実行
②子どもと家庭に寄り添った教育相談・支援体制の充実 関連機関と連携し、教育的支援を必要とする子どものニーズに合わせた相談支援体制や、家庭全体を支援する体制を充実させます。	特別支援教育の充実、いじめや不登校等への対応、相談支援体制の充実
③安全・安心な教育環境の整備と働きやすい環境づくりの推進 教育施設の整備や学校教育を支える教職員の働きやすい職 場環境づくりなど、安全・安心な教育環境の整備を図ります。	校務の効率化を図るシステム活用の推進、授業でのICT機器活用の推進、学校施設の保全・更新、通学路の安全対策の推進
④地域に根ざした学校づくりの推進 地域と連携しながら、「地域に開かれた学校」、「地域ととも に歩む学校」づくりに取り組みます。 ● ● ● ● ● ◆	元気な学校づくり事業・学校応援団事業 の推進、地域に関する学習機会の確保

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
「家で自分で計画を立てて勉強をしている」児童生徒の 割合	小学6年:39.6% 中学3年:14.5%	小、中学生とも 50.0%
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」児童生徒の割合	小学6年:13.7% 中学3年:11.9%	小、中学生とも 30.0%

- 子ども・子育て支援事業計画
- 教育振興基本計画
- 元気な学校づくりマスタープラン 生涯学習振興計画
- 食育推進計画
- ◆ スポーツ推進計画
- ほほえみやす21健康プラン ◆ 子どもの読書活動推進計画

生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進

▶めざす姿

子どもから大人までが主体的に学び、スポーツや文化芸術に親しみ、生きがいや楽しさを感じながら心身ともに健康に暮らしています。

▶現状•課題

日常的に趣味やスポーツ、レクリエーション等の活動をし、文化芸術に親しみ、生涯にわたって学び続けることは、心豊かで生きがいのある充実した生活を送るために必要です。

学習やスポーツの機会への参加者の固定化が課題となっており、子どもから大人まで年齢や障がいの有無等にかかわらず、幅広い市民が主体的に参加し、交流し、学びが得られるよう支援する必要があります。市民ニーズに沿ったメニューの充実やICT*等を活用した新たな学習手法の導入、また、わかりやすく情報が届くような仕組みづくりが必要となっています。団体やサークルの指導者等の高齢化が進行しており、主体的な活動への参加を通じて、後継者の育成・確保に取り組むことも必要です。

学んだことを発表し地域で生かせる機会があることで、やりがいや学ぶ意欲が高まり、さらなる主体的な活動につながる好循環となるよう取組を進める必要があります。また、学習成果を活用し、地域活動やボランティア活動をすることは、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化の中、地域のつながりづくりや地域課題の解決においても重要です。

文化芸術については、鑑賞・創作の両面から、市民が気軽に親しめる機会の提供や環境整備の必要があります。

(人) 300,000 250,000 257,159 253 114 253.239 252,991 247:211 200,000 150,000 115,800 109:110 105.539 104,467 100.000 -7·5;858-50,000 0 平成27 平成28 平成29 平成30 令和元 (年度) **→** 主要スポーツ施設 → 主要文化施設 (資料)野洲市

市内主要施設利用者数の推移

取組方針	主な取組
①生涯学習・生涯スポーツの機会の提供 幅広い市民が生涯学習や生涯スポーツに主体的に取り組 み、交流する機会が増えるよう、市民ニーズや社会的課題に 応じたメニューを充実させ、わかりやすく情報を発信します。	生涯学習・スポーツの機会の提供、身近な 施設を活用した活動の推進、インターネッ ト等を活用したわかりやすい情報発信
②生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援 生涯学習・生涯スポーツの活動団体への支援や、学んだ成果を生かせる機会の充実等により、活動の活性化や活動を担う人材の育成に取り組みます。	社会教育関係団体への支援と担い手の育成、活動しやすい環境の整備
③文化芸術の振興 子どもから大人まで、鑑賞・創作の両面から市民が気軽に 文化芸術に親しめる機会の充実を図ります。	美術展覧会や文化芸術祭等の文化・芸術活動の支援、舞台芸術の鑑賞機会の充実

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
主要スポーツ施設の利用者数	247,211人	276,500人
主要文化施設の利用者数	75,858人	110,000人
生涯学習出前講座の実施回数	84回	90回
図書館の利用者数	10,356人	11,000人

- 教育振興基本計画
- 子どもの読書活動推進計画
- 生涯学習振興計画
- スポーツ推進計画

人権の尊重と多文化共生社会の実現

▶めざす姿

性別、年齢、国籍等にかかわらず、すべての市民がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い支え合いながら、ともに生活しています。

▶現状•課題

子ども、高齢者、障がい者、女性等への人権問題や同和問題に対しては、様々な取組を実施していますが、依然として人権問題は存在しています。また、社会の変化に伴い、LGBT*等性的少数者への偏見やインターネット等を通じた人権侵害など、新たな人権課題への対応も必要となっています。

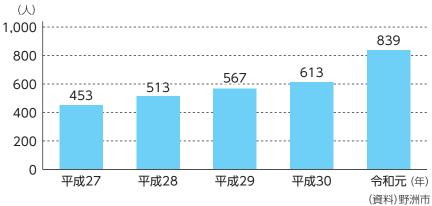
人権教育や人権啓発においては、内容のマンネリ化や参加者の固定化が課題となっており、誰もが身近な問題として考えられるような手法の見直しや、人材や団体の育成を進める必要があります。

また、人権相談の内容が複雑化・多様化・長期化しており、人権課題の解消に向け、相談支援体制の充実や専門性の向上を図る必要があります。

外国人を雇用する企業の増加等により、市内の外国人住民が増加及び多国籍化しており、言語や文化の違いによって外国人が孤立化することが懸念されています。違いを認め合いながら、ともに支え合って生活できるよう、学校・地域・企業等と連携しながら、生活習慣や文化の違いについて相互理解を促進し、多文化共生*の地域づくりを推進する必要があります。

多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに向け、人権教育や啓発の成果が個々の学びで終わらず、世代や地域を越えて循環するよう、社会の変化に応じて既存の取組の見直しを行いつつ、学校、企業、地域との連携を深めていくことが必要です。

外国人住民の人口の推移(各年12月31日時点)











取組方針	主な取組
①人権教育・啓発の推進と相談支援体制の充実 学校、地域、企業における人権教育や人権啓発を充実させ るとともに、相談支援体制の充実を図ります。	インターネットによる人権侵害等新たな人 権課題にも対応した人権教育・人権啓発 の充実、相談支援体制の充実、パネル展 等による平和教育・啓発の推進
②男女共同参画の推進 家庭、地域、企業における男女平等の意識づくりに取り組み、男女共同参画社会を推進します。	家庭・地域・職場等における意識啓発の推進、企業訪問等による女性活躍に関する周知・啓発、DV*被害の相談窓口の周知と相談支援体制の充実
③多文化共生の推進 学校・地域・企業等と連携しながら多文化理解を促進し、多 文化共生の地域づくりを推進するとともに、外国人住民への 支援を行います。	国際理解教育の推進、外国人との交流機会の充実、外国人住民への支援の充実

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
人権尊重をめざす市民のつどいへの新規参加者数	90人	180人
審議会等委員の女性比率	36.5%	40.0%
姉妹都市交流事業への参加希望者数	10人	20人

- 人権施策基本計画
- 男女共同参画行動計画

福祉·生活

施策

健康づくりの推進と地域医療体制の整備

▶めざす姿

誰もが自身の心と体の健康に関心を持って健康増進に取り組み、充実した地域医療体制のもと、安心して生活しています。

▶現状·課題

高齢化が進行する中、誰もが生涯を通じて心と体の健康づくりを進め、健康寿命を延ばすことは重要な課題です。食生活やライフスタイルの変化に伴い、生活習慣に起因する生活習慣病が健康上の大きな脅威となっており、特に野洲市では、喫煙が影響する慢性閉そく性肺疾患*や肺がんにおける男性の標準化死亡比*が高く、健康づくりの大きな柱として、全身の健康状態に影響を及ぼすタバコへの対策を進める必要があります。また、うつ病などのこころの病気にかかる人の増加、自殺者が毎年発生している状況も、大きな問題となっています。心身両面の健康づくりにあたっては、「自分の健康は自分でつくる」ための個人への働きかけとともに、その環境づくりを社会全体で推進するという考えのもと、取組を進めていくことが重要です。

健康づくりに向けた意識啓発や、健(検)診の受診を勧めるとともに、医療機関と連携した保健指導や市の健康 課題に対応する取組を効果的に推進するための体制づくりを進めていく必要があります。また、食育*は、生涯にわ たって健康で豊かな生活を実現するための基本であり、家庭・地域・学校・関係機関等が役割を分担し、連携しなが ら、総合的かつ計画的に取組を推進します。

心の健康づくりについては、相談や啓発等を進めるとともに、自殺の予防に向け、自殺対策を支える人材育成や、リスクが高い状況にある人への支援を強化し、「生きることへの包括的な支援」を行うことが必要です。

医療については、機能の分化・連携を推進することにより、地域全体で切れ目なく提供される体制を整備する必要があります。新たな病院として、中程度の症状の患者への対応や、重要の医療を担う病院と自宅療養の間をつなぐ役割、診療所等の後方支援の役割を担い、周辺の医療機関との適切な役割分担と連携のもと、市民の健康と安心を守る医療機関を整備します。

特定健診*受診率の推移(県との比較)



はじめに

▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
①市民の健康づくりへの支援 市民が自ら健康づくりに取り組むための支援や体制の充実を図ります。また、医療、福祉、保健等の関係機関との連携により、相談支援体制の充実を図ります。	健康づくりに関する意識啓発・教育の実施、食育に関する意識啓発・教育の実施、健 (検)診の受診勧奨、地域の健康づくりの 取組支援、自殺対策の推進
②地域医療体制の整備 市民が住み慣れた地域で適切な医療サービスを受けることができる環境を整備します。	新病院の整備、市立病院の運営、診療所・ 周辺病院・大学病院等の関係機関との役 割分担と連携による地域医療体制の整備

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
特定健診受診率	48.3%	60.0%
特定保健指導の実施率	29.8%	35.0%
喫煙率	男性22.9% 女性 4.1%	男性21.1% 女性 3.5%

- ほほえみやす21健康プラン 食育推進計画
- 国民健康保険保健事業実施計画(データ いのち支える野洲市自殺対策計画

 - ヘルス計画)・特定健康診査等実施計画 地域福祉基本計画

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

▶めざす姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らしています。

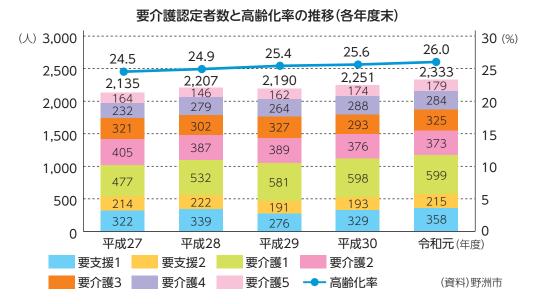
▶現状·課題

令和7年に団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者になり、認知症をはじめ介護や医療を必要とする人の増加が見込まれます。

近年特に、高齢者の単身や夫婦のみの世帯が増加しており、地域との関係を十分築けず社会的に孤立してしまうことで、日常生活上の問題や健康面の不安を有する高齢者が増えています。また、経済的に困窮した高齢者や複合的な生活課題を持つ高齢者が増えており、高齢者への虐待も様々な態様で増加しています。行政、地域、市民がそれぞれの役割を高め、お互いに連携して取り組んでいく必要があります。

一方で、高齢者の体力はこの20年間で5歳から10歳ほど若返ったといわれており、元気な高齢者も増えています。これまで培ってきた能力や知識、経験を生かして、地域や社会で活躍したいと考えている高齢者も多く、そういった高齢者の力による活発な地域活動も多くあります。高齢者の居場所である地域のサロン活動も市内全域で充実・拡大しており、高齢者が自主的に筋力体操などを行うグループ活動も増えています。

野洲市ではこれまで、特別養護老人ホームのほか、老人保健施設や病院のベッド数の確保を進めてきました。今後は高齢者や家族がより安心して自宅での療養や介護ができるよう、在宅サービスの充実とその利用を促していく必要があります。









①健康づくり活動と社会参加の促進

高齢者が健康づくりや介護予防に取り組むきっかけや環境づくりを行うとともに、地域活動やボランティア活動に参加し活躍できるよう後押しをすることで、生きがいを持って健康に楽しく暮らす高齢者を増やします。

「いきいき百歳体操*」等の介護予防活動の促進、高齢者の学びの場の提供、ボランティア活動や高齢者相互支援活動の推進、認知症予防の啓発や早期診断対策の強化、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

②高齢者の暮らしを地域で支えるまちづくり

身近な地域で相談や支援を行う体制を充実させるととも に、市民が行う多様な福祉活動とまちづくり活動が相互に作 用し結びついて発展していくように促すことで、地域で安心 して暮らせる高齢者を増やします。



地域包括支援センターの機能強化と各中 学校圏域への設置、「小地域ふれあいサロン*」等の市民によるつながり・見守り活動 の促進、認知症高齢者を市民や地域で見 守るしくみの充実

③市民ニーズに沿った介護サービスの提供と適正化の推進

市民ニーズに沿った在宅サービスを整え、介護が必要な高 齢者が安心して在宅で療養できるまちをめざします。



小規模多機能型居宅介護*等の地域密着型サービスの充実、24時間訪問看護・介護の体制の強化、在宅医療・介護連携の推進

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
いきいき百歳体操の団体数・参加者数	53団体・1,250人	65団体・1,400人
小地域ふれあいサロンの数・実施回数	84サロン・1,153回	100サロン・1,300回
要介護3以上に対する介護老人福祉施設のベッド数の 充足率	18.2%	30.0%
小規模多機能型居宅介護の施設数	1施設	4施設

- 高齢者福祉計画·介護保険事業計画
- 地域福祉基本計画
- ほほえみやす21健康プラン

障がい児・者福祉の充実

▶めざす姿

障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むための体制が整い、誰もがともに地域でいきいきと暮らしています。

▶現状·課題

近年、障がいに関する相談件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑化・多様化しつつあります。身体障がいや知的障がいのほか、外見からは分からない精神障がいや内部障がい*を抱える人も多くなっており、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がい特性や多様化するニーズに合わせたきめ細やかな障がい福祉サービスを提供することが求められています。関係機関等との連携をさらに強化し、相談員の確保や専門性の向上により、相談支援体制を充実させる必要があります。

障がいのある人が、地域において自分らしくいきいきと暮らすためには、地域における障がい者理解を進めるとともに、本人による意思を尊重し、相談やサービス調整など個別支援を充実させる必要があります。

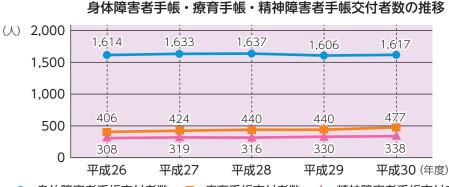
就労支援については、就労の場の確保や、就労に必要な知識や能力向上のための支援に加え、就労継続を図るための支援が一層求められています。

また、暮らしの中で障がいの特性にかかわらず、創作活動や軽スポーツ等を通して本人の能力向上や活躍の場を増やす取組を継続的に実施することが必要です。

こうした中、障がい児・者の重度化、高齢化等を見据え、自立生活を支え、地域全体で支えるサービス提供体制 を構築した地域生活支援拠点の整備が求められています。

障がい児支援に関しては医療的ケアの必要な子どもたちも含め、一人ひとりの障がい特性や発達状況に応じた福祉サービスが必要です。乳幼児期から成人期までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、相談支援の体制整備と専門的な支援が求められています。

そして、療育による早期からの発達支援を行うことで効果を高めるとともに、我が子の障がい特性を理解し、安心して育てていくことが出来るよう支援することが必要です。



→ 身体障害者手帳交付者数 → 療育手帳交付者数 → 精神障害者手帳交付者数 (資料)野洲市

取組方針	主な取組
①障がい者の個別支援の充実 障がい特性や多様化するニーズを把握し、きめ細やかな 障がい福祉サービスを提供するため、相談支援体制の充実 を図ります。	地域生活支援拠点の整備、障がいのある 人の権利擁護、意思疎通支援の充実、就 労支援の充実
②障がい児の相談支援・療育の充実 障がい児とその家族に対して、乳幼児期・学齢期から成人 期につながる一貫した支援を提供するための体制を整備し ます。	相談・療育機能を充実させた発達支援セ ンターの整備、児童発達支援の充実

3 すべての人に 健康と福祉を **-**₩

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
グループホーム [*] 数	5か所	7か所
指定特定相談支援事業者 [*] 数	6事業者	7事業者
早期療育通園事業「にこにこ教室」利用児数	68人	75人

▶関連する主な市の計画

- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 障がい者基本計画
- 地域福祉基本計画

はじめに



地域福祉の推進

▶めざす姿

すべての人が地域の一員として、ともに生き、ともに支え合い、安心して暮らしています。

▶現状·課題

少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化等の中で孤立し、生活に困難があっても相談できずに課題が深刻化する世帯が増加しています。また、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化しており、分野別の対応では解決が困難な課題が増加しています。さらに、自然災害や感染症の拡大による影響等、本人の責によらない生活のしづらさが、いつ我が身に降りかかるともわからない時代になっています。

福祉は他人事ではなく身近な「我が事」であり、特別な人のためではなくすべての人の幸せのためであるという 認識を持ち、「おたがいさま」の気持ちで地域づくりに取り組むことが重要です。また、支援を必要とする人に支援 がきちんと届くためには、異変を察知した場合に声をかけあえるような地域での関係づくりや、相談にきちんと対 応できる体制整備が重要です。

野洲市では、分野を超えた包括的な相談支援体制を整備していますが、今後は市民が相談しやすい身近な相談拠点を整備していく必要があります。相談拠点を中心に、支援を提供する側、される側に分かれるのではなく、すべての人に役割があり社会参加できるような「地域共生社会*」づくりを進めます。

地域共生社会のイメージ

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。



(資料)厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ概要」より作成



取組方針	主な取組
①市民の主体的な地域福祉活動の推進安全で安心して暮らせる地域づくりや地域の中の生きがいづくり、相互に認め合う関係づくりを進めます。● ● ● ● ● ● ◆ ◆	世代間交流の推進、地域住民・ボランティア団体等の社会福祉活動への支援
②地域と連携した福祉活動の推進 市民の身近なところに設置した相談拠点を中心に、交流の 拠点づくりや市民・自治会・事業者・行政等の連携や協働を進 めます。	市民・自治会・事業者・行政のネットワーク づくり、地域住民が集う拠点の整備、社会 福祉協議会との連携強化

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
地域福祉を推進する市民交流や懇談会の回数	_	年2回以上

- 地域福祉基本計画
- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 ◆ ほほえみやす21健康プラン

- 子ども・子育て支援事業計画● 高齢者福祉計画・介護保険事業計画◆ 地域防災計画

- 障がい者基本計画
- いのち支える野洲市自殺対策計画

生活困窮者等への支援の充実

▶めざす姿

生活から就労まで包括的に対応できる相談支援体制が充実し、すべての人が孤立することなく安心 して生活しています。

▶現状·課題

市民が抱える課題は複雑化・複合化しており、問題に個々に対応するのでなく、相互関係を把握し、一体的に解決するため、相談者の把握から生活再建まで途切れのない包括的な相談支援体制を充実させる必要があります。野洲市では、経済的困窮だけでなく、地域社会からの孤立も含めた生活上の諸課題を抱える市民を「生活困窮者等」と定義し、「おせっかい」を合言葉に、公共サービス、専門家、地域社会の総合力を効果的に発揮できるよう仕組みを発展させてきました。今後も「一人を支援することから」を基本に、関係機関との連携と協働による相談支援体制の強化を図ります。また、困難な状況にある人は、自身の困りごとを発信する力が弱く、支援等の情報を得ることも難しい場合が多くみられます。このような人々が孤立せず、適切な相談機関に結び付くことができるよう、相談しやすい身近な相談窓口の拠点整備やアウトリーチ型*の相談支援の強化、事業者や地域の団体等の協力を得て行う見守りネットワーク活動*の充実等を進めます。

住まいについては、市民ニーズに沿った市営住宅の整備や、空き家等の活用により、生活困窮者等の自立支援 に適した住宅を確保することが求められています。

就労支援については、就職しても定着が困難な人の支援や、ひきこもり等すぐに就労するのが難しい人が徐々に社会参加する場の確保が課題となっています。個々の状況や能力に応じて安心して働き続けられるよう、関係機関や事業者と連携し継続して支援していくことが必要です。また、一人ひとりの意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を可能とする事業者の理解が重要となります。

生活保護については、最後のセーフティネットとして、保護を必要とする人への支援体制を強化するとともに、受給者の抱える様々な課題に応じた対応を図り、自立にむけた支援を行います。

野洲市における生活困窮者等への支援の連携図 高齢者支援機関 地域 司法関係 企業·労働関係機関 生活困窮者等への 職能団体 民間団体 支援の連携図 保健機関 福祉機関 教育機関 消防·警察 滋賀県 市役所 (資料)野洲市











取組方針	主な取組
①包括的な相談支援体制の充実	
生活困窮者等の相談を取りこぼすことなく包括的に受け	関係機関との協働による包括的相談支援
止めるため、地域における身近な相談窓口の体制整備や相	体制の強化、生活困窮者の自立支援、市
談員の専門性の向上を図ります。就職・就労定着への支援、	営住宅等の住まいの確保、就労準備や定
多様な働き方の選択が可能となる地域づくり、地域や関係機	着への協力事業者の確保、生活保護制度
関との連携強化を進めることで、生活困窮者等の自立を支援	の適正運用、見守りネットワーク活動の充
します。	実

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
生活困窮者支援事業において支援プランを策定した数	314件	400件
包括的な相談窓□数	1か所	4か所
「見守りネットワーク協定」協力事業者・団体数	41事業者·団体	50事業者・団体

- 地域福祉基本計画
- 住生活基本計画

^{施策}

消費者行政・防犯対策の充実

▶めざす姿

犯罪や消費者被害の未然防止・拡大防止に地域や事業者等と連携して取り組み、市民が被害にあう ことなく安全・安心に暮らしています。

▶現状·課題

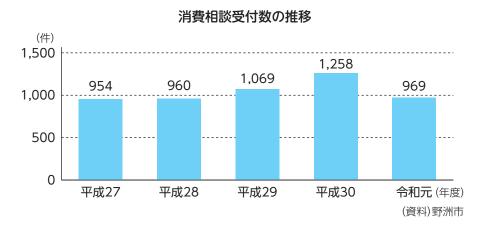
情報通信技術の発展等により新たな商品やサービスが登場し、人々の生活のあり方が大きく変化しています。 また、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、地域で孤立する人々が増加し、消費者被害の増加や犯罪 の巧妙化が問題となっています。

消費者問題の被害救済及び未然防止・拡大防止のためには、消費者教育や啓発による市民意識の向上や、相談窓口の機能強化と周知啓発、相談しやすい体制づくりを図る必要があります。

また、地域や連携機関等における情報共有や、野洲市消費者安全確保地域協議会が行う見守り活動をさらに強化し、消費者被害の早期発見や、抑止による安全な地域づくりを行う必要があります。

併せて、市内での訪問販売事業者の登録制度等、野洲市くらし支えあい条例を適切に運用し、市民の安全・安心な暮らしを守ります。

野洲市における犯罪認知件数は減少していますが、高齢者を狙った特殊詐欺*など増加しているものもあり、さらに巧妙化・多様化をしています。市内各地域に設置している地域安全指導員と協力し、各種啓発活動の実施や市民に対し適切な情報提供を行うとともに、防犯カメラや防犯灯等の設置、警察や地域の関係機関との連携・協議等、市全体での防犯対策を実施する必要があります。







取組方針	主な取組
①消費者被害の救済及び未然防止・拡大防止の充実 消費者教育の推進や消費生活相談窓口の機能強化を図 るとともに、地域や連携機関等における情報共有や、消費者 庁及び警察から情報提供を受けた個人情報を活用した見守 り活動を強化し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図りま す。	相談支援体制の充実、野洲市消費者安全 確保地域協議会が行う見守り活動の強 化、消費者教育や啓発の充実
②防犯対策の実施 犯罪の未然防止に向けて、情報提供や防犯カメラ・防犯灯 等の設置、警察や地域関係機関と連携した見守り活動など、 市全体での防犯対策を実施します。	啓発活動の推進、防犯メールを活用した 情報の周知、防犯カメラ・防犯灯等の防犯 設備の整備、地域における自主的防犯活 動の促進、警察や地元自治会等関係機関 との連携・協議

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
消費生活相談窓□数	1か所	2か所
犯罪発生率	36.4%	23.2%

産業・観光・歴史文化

施策

商工業の振興

▶めざす姿

地域特性を踏まえた事業活動や創業をしやすい環境が整備され、事業者、経済団体、金融機関、市民の連携のもと、地域の商工業が活性化しています。

▶現状•課題

野洲市は、京阪神方面、中京方面双方との近接性や交通インフラ*の整備状況等から、産業立地に大きな可能性を有した地域であり、特に工業については先端技術産業関係をはじめとし、様々な事業所が操業しています。事業所の拡大など市内での投資が活発であるほか、新規企業の立地需要も高く、市内の工業は持続的な発展を続けています。しかし、一方で事業所の立地・拡大の需要や、従業員の居住場所の確保に応えるための用地不足が大きな課題となっており、今後の工業振興のためには、農用地や森林等の自然的環境との調和を図りつつ、土地の有効活用を図ることが求められています。

商業については、地元小売業の廃業等により、車での移動が困難な高齢者等を中心に、食料品の購入等に不便や苦労を感じる人が増えています。市民ニーズに対応するための支援を行い、経済が地域内で循環するような仕組みを整えていくことが必要です。

また、地域商業の活性化のためには、経営改革や後継者の育成等によりそれぞれの事業者を強化するとともに、 事業者が価値ある商品やサービスを開発・提供することにより、地域ブランドを創出していくことが必要です。地域 の特性を生かした商業の活性化支援や事業者や関係機関が連携したイベントの開催等、まちのにぎわいを創出す るとともに、事業者同士や他分野との交流や連携を促進し、多様な主体が互いに支援し合い発展できるような仕 組みをつくる必要があります。

また、創業を希望する人への支援を行い、雇用の創出を図ることも必要です。

(百万円) 4.000 3,592-3:582-3.204 2,642 3,000 3,040 2,371 2.896 2.748 2,456 2,000 2.184 1.000 平成26 平成27 平成28 平成29 平成30(年) → 野洲市 → 滋賀県 (資料)滋賀県「工業統計調査」

事業所あたり製造品出荷額の推移











取組方針	主な取組
①事業者の操業環境の整備支援 市民の生活環境や自然環境に配慮しながら、事業者が操業しやすい環境整備を支援します。	市街化区域*の拡大等法制度の活用による企業の立地や事業拡大への支援
②地域商業の基盤強化の支援 地域を支える商店等の小規模事業者の経営安定や発展に向けた支援を行うとともに、地域の特性を生かしながら商業 基盤を整備することで、商業の活性化や地域経済の好循環 化を図ります。	地域や事業者と連携したイベントの開催、 移動販売等の新たな市民ニーズへの対 応、野洲駅周辺等の商業の活性化支援
③創業支援の強化と雇用の創出 創業を希望する人に対し、技術面・経済面などさまざまな 支援を図るとともに、地域発の産業の拡充を進め、雇用の創 出を図ります。	新規創業者へのインセンティブ*の強化、 地域ブランドの創出と推進、雇用の創出、 勤労者福祉の充実

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
製造業付加価値額*	921億円	1,042億円
年間商品販売額	870億円	990億円
創業塾受講者数	11人	20人

▶関連する主な市の計画

● 商工業振興基本計画

農林水産業の振興

▶めざす姿

効率的で安定した農林水産業経営を環境にも配慮しながら推進することで、環境と経済が両立する 「栄続的」な農林水産業が営まれています。

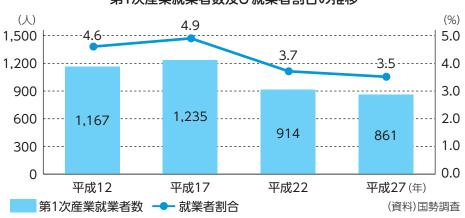
▶現状•課題

野洲市の農業は水稲を中心に発展してきましたが、全国同様、担い手の高齢化や後継者不足が深刻な課題となっています。農業経営の持続化・安定化を図るため、集落での話し合いを通じた農地の集積・集約や、集落営農組織*や家族経営体の法人化などを推進するほか、今後の担い手となる認定農業者*の育成、新規就農者への技術支援をはじめとした相談など、様々な取組を行う必要があります。

一方、農地の集約により大規模な経営を行う農業者が増加しており、生産物の付加価値向上やブランド化、六次産業化*を推進し、多様な主体の参画により、農業をさらに魅力ある誇れる産業として次代へ引き継ぐための取組が求められています。

林業では、近年、放置森林が増加しており、所有者による適切な経営管理を促していく必要があります。また、水産業では、琵琶湖全体の漁獲量が低い水準で推移しており、特にアユについては記録的な不漁となるなど、水産資源回復に向けた取組を進める必要があります。

農地や森林、水環境については、地球温暖化の防止や生物多様性*の保全、水源の涵養など、市民生活に関わる多面的な機能を有しています。市民が気軽に農林水産業に関わることができる環境の整備や、農林水産業の持つ魅力や価値の市民との共有を進めるとともに、環境に優しい農業を推進し、地域と協働して良好な環境を保全していくことが必要です。



第1次産業就業者数及び就業者割合の推移





8 働きがいも 経済成長も









▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
①経営基盤の強化と担い手の確保効率的で安定した農林水産業の経営基盤を強化するとともに、担い手や後継者の確保支援に取り組みます。	人・農地プラン*の実質化推進による地域の担い手確保と農地集約、農地中間管理機構*の活用による農地集積の利用促進、新規就農者に対する支援窓口の設置、地産地消の推進、スマート農業*への転換支援
②農産物等のブランド力向上	農業者と商工業者との交流機会の創出等
農作物等の付加価値を高め、ブランド力の向上に取り組む	による農商工連携の推進、販路の拡大支
ほか、農商工の連携や六次産業化の推進に取り組みます。	援、特産品づくり
③農地、森林、水環境の良好な保全	環境保全型農業の推進、農業体験等地域
農地や森林、水環境の果たす多面的機能についての理解	と連携したイベントの開催、獣害対策、土
を促進し、地域で連携して環境保全に取り組みます。	地改良施設の整備、里山整備の支援

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
担い手への土地利用集積率	75.6%	80.0%
認定農業者の法人化数	18法人	25法人
「環境保全型農業直接支払交付金*」取組面積	967ha	1,000ha

- 農業振興計画
- 農業振興地域整備計画
- 森林整備計画

地域資源を生かした観光の振興

▶めざす姿

野洲市の地域資源の魅力が市内外に周知され、多くの人が野洲市を楽しみ、地域経済が活性化しています。

▶現状•課題

野洲市には、三上山や琵琶湖に代表される豊かな自然や歴史、社寺や史跡等の魅力ある地域資源があるものの、それぞれが点在しており、結び付けるような観光の仕組みづくりやまちの玄関口である駅からの交通手段が十分でなく、地域資源を生かした観光が展開できていません。また、地域の歴史や伝統文化等は市民においても認知度が低く、野洲市の良さや魅力が市外に広がらない一因にもなっています。

観光には、その地域ならではの体験や学び、地域との交流等、新たな価値が求められる時代となっています。野洲市の自然や文化は、市民にとって身近で日常的なものであっても、市外の人々に魅力的で非日常的な体験をもたらす可能性を秘めています。まずは、市民が野洲市の魅力を再発見するとともに、事業者や市民団体等が連携しながら、エコツーリズム*、アグリツーリズム*等ニーズに応じた観光のあり方を模索し、新たな観光資源の掘り起こしを進める必要があります。

また、インターネットの活用やターゲットを明確にした魅力のアピール等、市外の方が野洲市の文化、歴史、生活に関心を持ち、実際に訪れるような情報発信の工夫が必要です。

野洲市の魅力が市内外の多くの人に注目され、野洲市に関わりを持つ関係人口*が増加することで、事業者や市民団体等にも新たな工夫やアイデアが生まれ、地域ブランドの創出や地域への誇りや愛着の醸成にもつながります。地域経済の活性化とともに、地域の魅力を守り発展させていく担い手の輪が広がるよう、商業や農林水産業等他分野とも連携を図りながら、観光振興を進める必要があります。

観光入込客数の推移





取組方針	主な取組	
①観光情報の収集・発信の充実 観光情報を効果的に発信する仕組みを時代やニーズに応 じて構築し、野洲市ならではの体験や学びなど、野洲市の魅 力をアピールします。	インターネットやSNS*等社会に対応した 観光情報の発信	
②新たな観光資源の発見と環境整備 野洲市の魅力の再発見やニーズに沿った観光のあり方の 検討を通して、新たな観光資源の掘り起こしを行うとともに、 観光客が訪れやすい環境を整備します。	体験型観光のメニューづくり、案内表示の 更新・多言語化、観光関係団体への支援	
③地域資源の活用促進 市民・団体・農林水産業者・商工業者・観光事業者等と連携 し、特産品づくりや定期的なイベントの開催等、地域資源を 活用した観光振興を促進します。	ビワイチ*等多様な手段を活用した観光 ルートの充実、事業者や市民との協働に よる特産品づくり、定期的なイベントの開 催、湖岸を活用した観光振興	

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
観光入込客数	1,550,100人	1,627,500人

▶関連する主な市の計画

● 観光振興指針



歴史文化遺産の保全・活用

▶めざす姿

地域の歴史文化遺産の魅力が地域で共有され、協働して保存・活用・整備に取り組んでいます。

▶現状•課題

市内には指定文化財をはじめとする多くの歴史的遺産があります。また、市内で伝えられている歴史・民俗資料や伝統行事・祭礼等も、先人から受け継いできた身近な歴史文化遺産です。地域の魅力ある歴史や文化を再発見し、次代に伝えていくことは、地域への誇りや愛着を育みます。

しかし、時代や社会構造の変化に伴い、貴重な史料の散逸や後継者不足等に伴い保護・継承が困難となりつつあります。文化財をはじめとする歴史的遺産・市民遺産の保存・修理・活用を進めるとともに、地域に残る歴史遺産に視点を据え、学び、体験することを通じて市民の関心・理解を深め、次代にしっかりと継承していくことが必要です。

また、わかりやすく興味・関心を持てるような展示や魅力的な企画等を通じた文化財の公開・活用、インターネットを通じた情報発信等を図り、観光や教育等に生かす取組を展開していく必要があります。

歴史民俗博物館入館者数の推移









取組方針	主な取組
①歴史文化遺産の保護・継承 指定文化財や史跡の保存・修理に努めるほか、民俗資料 や、郷土の歴史・伝統行事について、その調査や保存・継承に 関する取組を支援します。	指定文化財や史跡の保存・修理、地域に 伝わる歴史・民俗資料の収集・保存、地域 における調査依頼等への対応、後継者育 成支援
②歴史文化遺産の魅力の発信 文化財や歴史遺産について、市民が価値を認識し、関心・ 理解を深められるよう体験学習等を行うとともに、インター ネット等を活用し、市外にも広く魅力や情報の発信を行いま す。	歴史民俗博物館における企画展や体験学習の実施、インターネットやSNS*等を活用した情報発信
③他分野との連携による歴史的遺産の活用促進 観光・教育・地域づくり等、他分野との連携により、歴史文 化遺産を地域資源として活用できるよう、方法を検討し、展 開します。	史跡永原御殿跡 [*] の保存・活用・整備、歴 史ツーリズム等観光分野との連携促進

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
国·県·市指定文化財件数	140件	144件
歴史民俗博物館入館者数	10,604人	11,700人

▶関連する主な市の計画

● 教育振興基本計画

環境·都市計画·都市基盤整備

施策

均衡ある土地利用の推進

▶めざす姿

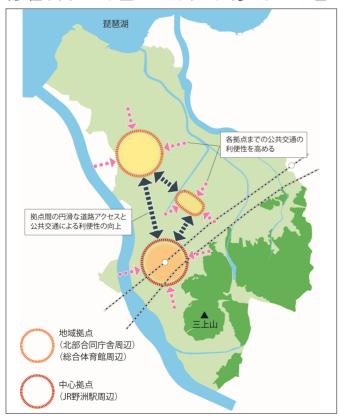
地域特性や市民ニーズに合わせた計画的な土地利用が図られ、豊かな自然環境と快適な都市環境が調和したまちが実現しています。

▶現状•課題

野洲市は高い交通利便性等により、一定の住宅需要や事業用地の需要が見込まれますが、近隣他市と比べて市街化区域*が狭小であるという課題があります。一方、人口減少と高齢化の進行に伴い、高齢者世帯の増加や地域コミュニティの維持、地域活力の低下等が懸念される地域もあり、地域特性に応じた計画的な土地利用の推進が必要となっています。

健康で快適な生活環境を構築し、持続可能な都市づくりを計画的に進めるため、医療・商業等の都市機能や居住空間がまとまって立地するよう、緩やかに誘導を図りながら、拠点間及び居住地を結ぶ公共交通網を強化する「多極ネットワーク型コンパクトシティ*」の構築を図ります。

「多極ネットワーク型コンパクトシティ」のイメージ図



中心拠点 (JR野洲駅周辺)においては、低・未利用地の有効利用や土地の高度利用を図り、にぎわいを創出するとともに、人々が集い、憩い、楽しめるような都市機能の配置や、災害や犯罪に対する安全性を高めることで、市民の生活の質の向上を図ります。また、地域拠点 (北部合同庁舎周辺及び総合体育館周辺) については、地域特性に応じた都市機能を集約し、公共交通網の充実による利便性を確保するとともに、豊かな自然環境を生かした地域づくりを計画的に進めます。

空き家・空き地の増加による地域の防災・防犯上の懸念や、既存集落の空洞化が課題となっており、空き家・空き地の適切な管理の促進や利活用の促進を図る必要があります。

(資料)野洲市



はじめに

▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
①計画的な土地利用の推進 市内の土地利用状況や、社会情勢・人口構造の変化等を踏まえ、計画的な土地利用を推進します。	市街化区域拡大に向けた調査・協議、各種法制度の活用
②都市機能形成の推進 地域特性や市民ニーズを捉えながら、市民生活や都市の 魅力を向上させるための拠点形成を推進します。	立地適正化計画等の推進、JR新駅設置に 関する検討
③良好な住宅・住環境の整備 快適な生活空間が創出できるよう、社会のニーズに合わせて、需要に応じた良好な住宅・住環境の整備を推進します。	周辺環境に配慮した開発指導、旧耐震基準の木造住宅耐震改修の促進
④未利用地の利活用促進 空き家・空き地等の適切な管理や利活用を促進し、土地の 有効活用を図ります。	特定空家*の発生予防、空き家利活用方 策の検討、市街化調整区域*の既存宅地 における自己用住宅の開発基準の活用

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
居住誘導区域*内の人□密度	58.1人/ha	58.1人/ha
JR野洲駅乗降客数	30,626人	31,000人
活用した空き家数	0戸	5戸

- 都市計画マスタープラン
- 農業振興地域整備計画
- 立地適正化計画

- 住生活基本計画
- 耐震改修促進計画
- 空家等対策計画

自然環境・美しい景観の保全

▶めざす姿

豊かな自然とくらしの調和を図りながら、美しい風土を守り育てるため、市民や事業者が協働して自然環境の保全や景観の保全・創出に取り組んでいます。

▶現状·課題

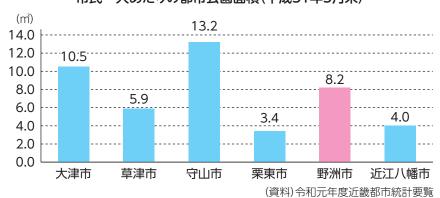
三上山や野洲川、琵琶湖を有する野洲市の豊かな自然環境は、多くの市民の愛着や誇りの源泉となっています。 これらの自然は、生物多様性*を育み、生活にうるおいややすらぎを与える市民の財産であり、里山から琵琶湖へ つながる自然環境の保全を一層推進することが求められています。

また、子育て世代にとって魅力のある公園や、防災機能や健康増進等の機能を有する公園の整備等に加え、市内の緑地の保全・創造に積極的に取り組むことも必要となっています。

これらの豊かな自然環境に影響を与える気候変動に対応するためには、生活スタイルの転換や省エネルギーの推進、また再生可能エネルギーの普及促進により、低炭素社会*を形成する必要があります。これらの取組が浸透するには時間を要することから、環境教育や啓発に継続して取り組む必要があります。

自然景観の保全とともに、田園・集落景観や歴史・文化景観が調和した良好な景観を保全し、みんなが住みたい、 住み続けたいと実感できるようなまちの景観を形成するため、重点地区の設定等を行っており、今後は市民や事業 者等と連携した取組を促進することが必要となっています。

これらの取組を進めるには、市民の自主的な活動の支援等を進めていくことが不可欠であるとともに、次代へ引き継いでいくための新たな担い手の確保に向けた取組が必要です。



市民一人あたりの都市公園面積(平成31年3月末)















取組方針	主な取組
①自然環境の保全並びに低炭素社会の形成 自然環境を保全するとともに、環境に優しい新しいライフ スタイルへの変革を図り、低炭素社会の形成を推進します。	市民との協働による環境保全活動、環境 活動への参加促進、省エネルギーの推進、 クリーンセンターにおける熱エネルギー の有効活用
②景観の保全と創出	自主的な景観保全活動に対する支援、事
美しい景観は市民の財産であるという認識を市民・事業者	業者に対する指導啓発、屋外広告物の適
等と共有し、美しい景観の保全・創出に取り組みます。	正管理
③都市公園の整備・維持管理の充実	都市公園の整備、みどりの基本計画の推
都市公園を整備し、緑地を保全することにより市民の健康	進、市民との協働による公園管理と担い
増進や憩い・癒しの場を創出します。	手の確保

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
違反広告物の数	726件	500件
市民一人あたりの都市公園面積	8.2㎡/人	8.5㎡/人

- 環境基本計画
- 景観計画
- みどりの基本計画
- 都市計画マスタープラン

生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給

▶めざす姿

上下水道や廃棄物処理等、市民の快適な日常生活のために必要な施設が健全に管理・運営され、市民生活の安全・安心を守っています。

▶現状·課題

生活環境の保全に向けては、市内の環境状況を把握するため、大気・水質・騒音などの環境測定を行う他、事業者との連携強化等により、市民生活の安全・安心を守っていく必要があります。

一般廃棄物(ごみ)については、排出量を減らすため、循環型社会*の形成に向けたさらなる啓発や、適正処理の推進を図る必要があります。市民、事業者、行政がそれぞれの実態や状況を把握し、適切な分別を行った上で、協働による3R(リデュース・リユース・リサイクル)*を推進する必要があります。

上下水道については、暮らしや産業を支える重要な生活インフラ*であり、安全な水を提供し、生活排水や産業排水を適正に処理し美しい水や環境を守るため、上下水道施設を適切に管理し、その機能を維持し続ける必要があります。

今後、持続可能な上下水道サービスを提供しつつ、経済的合理性にも目を向けた事業経営を推進することが求められます。



市民一人あたりの年間ごみ排出量の推移











取組方針	主な取組
①生活環境の保全 大気・水質汚染、騒音などの市内の環境状況を把握する調査や事業者への指導、市民への協力の呼びかけ、生活衛生施策の充実等により、生活環境の保全と市民生活の安全・安心を守ります。	環境測定の実施、不法投棄の対策、美化活動の推進、生活衛生施設の適正な管理、事業所における環境配慮の取組の拡大
②循環型社会の形成 適切な分別と3R(リユース・リデュース・リサイクル)の推進 を通じてごみの減量を図るとともに、廃棄物の適正な処理の 推進、処理施設の計画的な長寿命化を進めます。	ごみの減量化の推進、食品ロス [*] の削減、 一般廃棄物処理施設の適正な運用
③安全で良質な水の安定的供給 中長期的視点に立った経営計画の策定・管理により、健全経営を維持するとともに、上水道施設の適正な維持管理を図ります。	水道施設の適正配置・維持管理、管路耐 震化・更新、水源地の改修・整備、水道事 業経営戦略の策定
④持続可能な下水道サービスの提供 ストックマネジメント計画の推進や、市民ニーズや社会変 化に対応した経営計画の策定・管理によって、健全経営を維 持し、安全で快適な生活環境・水質環境の保全を図ります。	下水道施設の維持管理、ストックマネジメント計画の推進

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
環境基準達成率	100%	100%
市民一人あたりの年間ごみ排出量	273kg	257kg
水道水の有収率*	81.5%	85.0%
石綿セメント管更新率	28.4%	100%

- 環境基本計画
- 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
- 下水道ストックマネジメント計画
- 水道事業管路耐震化·更新計画
- 災害廃棄物処理計画

防災・減災対策の強化

▶めざす姿

市民の自助・共助意識が高まり、災害時に市民・事業所・行政が一体となって対応できる体制が整備 されています。

▶現状·課題

災害においては、最も大きな被害を引き起こす可能性がある琵琶湖西岸断層帯**地震や、これまでの想定を大き く上回るような規模の風水害の発生が予測され、ハード・ソフト両面での防災対策の強化が必要となっています。 また、人口減少・少子高齢化による地域防災力の低下や、社会資本の更新時期の集中による今後の投資余力の低 下等の課題もある中、人命を守り、地域社会や経済への被害が最小限に留まる「強さとしなやかさ」を持った強靱な 地域づくりを、市民、事業所等との連携のもと、計画的に推進することが強く求められています。

ハード対策では、雨水対策事業や道路交通・通信機能の強化、公共施設やライフラインの安全性の確保等に継続 して取り組む必要があります。

また、災害時においても、円滑な災害活動や市民生活の維持に必要な優先業務を適切に行うための防災拠点の 整備や物資の備蓄、感染症対策にも配慮した避難所開設への備え等に取り組む必要があります。配慮や支援を必 要とする人が災害時に適切に避難し、生活を維持できるような環境や体制を整備することも必要です。

一方で、災害時に命を守るためには、上記の「公助」に加え、自分の命は自分で守る「自助」や、自助をサポートし、 周囲の人と助け合って命を守る「共助」の取組が確実に行われることが大変重要であり、市民全員が発災時に実際 に行動できるよう、日頃から防災意識を高めておくことが必要です。

また、消防団や地域の自主防災組織、地域の事業所等とも密に連携し、それぞれの主体が自らの役割を自覚し、 平常時から災害に対する備えや体制の整備を行うことで、地域防災力を強化していくことが必要です。



平成25年台風18号豪雨による妓王井川(野洲駅前)の溢水状況







	取組方針	上 主な取組
①防災・減災対策の整備		

地域防災計画などの各種計画に基づき、建築物の耐震化 や雨水対策事業、ライフラインの安全性確保など、あらゆる 災害に対する環境整備を行い、災害に強いまちづくりを進め ます。

避難所・防災施設の整備・更新、雨水幹線 整備等による雨水・洪水対策、ライフライ ンの防災対策の推進







②総合的な防災体制・災害時応急体制の確立

市民が日常的に災害への備えを行い、発災時に適切な行 動を取ることができるよう、情報発信や訓練の実施など、地 域、消防団、自主防災組織などの関連機関と連携し、取組を 進めます。また、災害時に市民の生命、生活及び財産を保護 し、社会経済活動を維持するため、危機管理体制を整備しま す。

防災に関する意識啓発、総合防災訓練の 実施、避難行動要支援者^{*}の把握・避難支 援体制の構築、事業所との連携による災 害時応急体制の強化、災害情報等伝達手 段の充実







▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
防火水槽設置数	364基	400基
災害時応援協定数	34指定	40指定
メール配信サービス(防災)登録者数	5,114人	7,000人

- 国民保護計画
- 災害時受援計画
- 国土強靱化地域計画
- 地域防災計画 業務継続計画
- 住生活基本計画
- ◆耐震改修促進計画

道路ネットワークの整備と交通安全の推進

▶めざす姿

快適で安全に移動できる道路ネットワークが整備され、道路を使うだれもが交通安全を意識して行動しています。

▶現状·課題

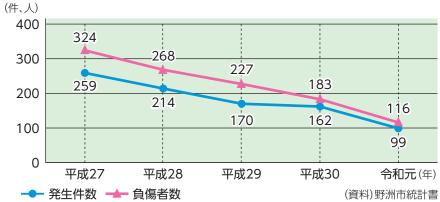
野洲市は、国道8号、477号等の道路が隣接市町に連絡しており、都市間の移動を支えているほか、県道、市道を中心に市内の交通流動を支えています。しかし、交通利便性の高い立地特性から交通量が多く、朝夕には渋滞が発生している箇所があり、渋滞を避けるための生活道路の通り抜けによる交通事故の危険性が高まっています。また生活道路については、幅の狭い箇所も多くあります。

現在進めている国道8号バイパス整備や幹線道路の整備を着実に進めるほか、さらなる道路交通ネットワークの向上と交通渋滞の解消をめざし、計画的に道路網の整備を進める必要があります。また、老朽化した道路・橋梁等の更新や、歩道の改良やバリアフリー化した道路整備など、歩行者・自転車・自動車がともに安全に移動できる道路環境の整備が求められます。

近年では、交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、野洲市の特徴として、交差点での事故が、また世代では高齢者の事故が高い割合を占めています。道路の利便性が高まるほど、道路を使う人の数も増えることから、安全に配慮した道路整備の推進に加え、道路を使う一人ひとりが交通安全を意識して行動するよう警察、交通安全協会、関係団体が協力、連携して、段階的かつ継続的に、交通安全教育の開催、高齢者の免許の自主返納の推進、街頭啓発などソフト面の交通安全対策を強化していくことが求められます。

また、歩道の拡幅や、カーブミラー・標識等の交通安全設備の整備、通学路の点検やグリーンベルト*の設置など 交通事故防止のためのハード対策を進める必要があります。

交通事故発生件数の推移







取組方針	主な取組
①円滑な移動を可能とする道路ネットワークの整備 交通渋滞の解消やさらなる移動利便性の向上のため、市 民や市を訪れる人の移動ニーズを的確に捉え、適正な道路 ネットワークの整備を進めます。	道路ネットワーク整備の促進、交差点等の 道路改修による渋滞対策
②誰もが使いやすく安全な道路環境の整備 バリアフリー等に配慮し、歩行者・自転車・自動車など、す べての人が安全に移動できる道路環境を整備します。	老朽化した道路・橋梁等の更新、交通安全 設備の整備・更新、ユニバーサルデザイン* に配慮した道路環境の整備、除草や剪定 等道路の維持管理
③交通安全の意識啓発の推進 道路の利用者が交通安全を意識し適正な行動を行えるよう、警察、交通安全協会、関係団体が協力・連携して交通安全の意識啓発を進めます。	交通安全啓発の実施、高齢者の免許自主返納の推進

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
通勤時間帯における渋滞発生路線の数	4路線	O路線
都市計画道路*の整備率	82.0%	92.0%
交通事故発生件数	99件	60件

- 都市計画マスタープラン
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 交通安全計画



公共交通の利便性の向上

▶めざす姿

利用者ニーズや地域特性に応じた持続可能な公共交通網が整備され、市民生活の基盤として安全・ 安心な移動手段が確保されています。

▶現状·課題

高齢化の進行及び交通安全意識の高まりに伴い、運転免許を返納する高齢者の数が増加しており、生活交通手段の確保として今後公共交通がますます重要となってきます。

野洲市ではJR東海道本線(琵琶湖線)が京阪神方面や県内外の各地域を結んでおり、利便性が高いことから、鉄道に対する市民の満足度は高くなっています。事業者と協力しながら、鉄道輸送力の向上を進める必要があります。

バス路線については、自家用車の利用や、利用者の減少による採算性の低下に加え、高齢化等によるバス運転 手不足により、事業者を主体とした交通サービスの確保・維持が困難になる地域が増加しており、持続的な生活交 通手段の確保・維持が喫緊の課題となっています。

現在、交通空白地*や不便地の解消を図るため、市によるコミュニティバスを運行していますが、免許証を自主返納した高齢者や子どもなどの交通弱者にとっては、公共交通は重要なライフラインであることから、今後は利用ニーズに合わせた路線の見直しやサービス面の向上等、市民の利便性向上に向けた取組の継続が必要です。併せて、ICT*を活用した新たな交通手段の検討などを進め、持続可能な公共交通手段の確保をめざします。

自家用車に過度に頼ることなく、医療・福祉施設や商業施設等に公共交通でアクセスできる「多極ネットワーク型コンパクトシティ*」の構築においても、公共交通網の充実は必要となっています。



コミュニティバス利用者数の推移





取組方針	主な取組
①公共交通の利便性の向上 円滑に移動可能な地域社会の実現に向けて、利便性と持 続可能性を両立した地域公共交通の整備を図ります。	コミュニティバスの路線・運行本数の適正 化

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
コミュニティバス利用者数	56,395人	58,000人

▶関連する主な市の計画

○ 立地適正化計画

市民活動•行財政運営

施策

市民活動・自治会活動の推進

▶めざす姿

地域の活性化や地域課題の解決のため、市民活動や自治会活動を通じて、市民一人ひとりが主体的に地域づくり・まちづくりに参加しています。

▶現状•課題

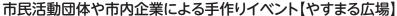
近年多発している大規模災害や少子高齢化の進行から、地域において住民が互いに助け合う「共助」の考え方が重視されるようになっており、自分たちの地域を自分たちで良くしていこうという市民活動や自治会活動は、地域づくり・まちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

一方で、都市化やライフスタイルの多様化、定年年齢の上昇等を背景に、活動の担い手の減少や固定化・高齢化等が課題となっており、活動を担う人材の育成や参加促進、特に若年層への積極的な活動の魅力のアピールが必要となっています。また、活動拠点の強化や情報収集・発信の充実により、誰もが気軽に活動できる環境をつくり、活動団体と行政が協働して、対等な立場で地域の活性化や地域課題の解決に取り組むことが大切です。

市民活動では、公益的な目的で様々なコミュニティ活動やボランティア活動などが行われており、世代を問わない「仲間づくり」や保健医療、文化芸術、環境、福祉など様々な分野での「地域貢献」と「生きがいづくり」に繋がっています。市民活動に参加する目的は多様化しており、固定的な組織をつくらず、SNS*等を駆使して活動の目的に応じて機動的につながり、役割を終えれば解散するような動きなど、組織や活動のあり方も変化しつつあります。

自治会活動では、環境美化、防犯・防災活動等生活に必要不可欠な様々な活動が行われていますが、自治会未加入世帯の増加や担い手の固定化・高齢化等、これからの活動を担う人材の確保や、活力の維持が課題となっています。

コミュニティセンターは住民の生涯学習の場や市の指定避難所、自治会及び学区自治連合会の活動拠点として 機能していますが、施設の老朽化や、利用者数・利用件数の減少傾向がみられます。





取組方針	主な取組
①市民活動の継続的な支援 支援員のコーディネート力の向上や、各団体の実態と課題 の把握、市民活動に関する情報発信の充実などにより、持続 可能な市民活動に向けた支援を行います。	活動やイベント等に関する情報収集及び発信、団体の運営・活動に関するノウハウの提供、リーダーの育成、市民活動団体の相互交流促進、活動発表の機会づくり
②持続可能な自治会活動への支援 事業や施設整備に対する補助、コミュニティセンター等の 活動拠点の機能強化、各自治会の実態・課題の把握などを行 い、持続可能な自治会活動に向けた支援を行います。	コミュニティセンター等拠点施設の充実・ 利用促進、自治会の適正規模の見直し
③多機関協働のための仕組みづくり 市民活動団体・自治会間の情報交換の機会の充実や、地域自治に関わる団体の協働に向けた仕組みづくりを進め、 様々な主体の連携によるまちづくりを進めます。	多機関との連携強化、まちづくり協議会 等の多機能な自治組織の設立支援、市民 活動データブックの活用

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
市民活動団体数	201団体	230団体
コミュニティセンター利用件数(延数)	10,598件	13,800件

市民との情報共有の推進

▶めざす姿

多様な手段により市政に関する情報を市民と共有し、広く市民がまちづくりに参加しています。

▶現状·課題

行政の持つ様々な情報を適正に管理し、市民と共有することは、市民協働のまちづくりを進めていくために大変 重要です。

公共データを公表し、市民や民間事業者が有効に活用することで、新たな地域課題やその解決策を市民や地域自らが発見し、地域の魅力創出につながる新たなサービスの開発等につなげていくことが期待されています。

市政情報は、内容や種類、特性に応じて、情報を伝えたい人に確実に届けることで、施策の効果を高めることにつながります。市民のライフスタイルの変化や、スマートフォンの急速な普及などの環境変化を踏まえ、広報紙に加え、ホームページ、SNS*などの媒体の活用を図るほか、障がい者や外国人など、様々な立場の人に届けるための配慮が求められています。

広く市民の声を聴く広聴活動については、多様な市民の意見が多く把握できるよう、工夫を凝らしたワークショップの実施や、SNS等を活用した双方向での情報交換の実施など、新しい市民参画の手法を検討していく必要があります。





取組方針	主な取組
①多様な手段を用いた広報・広聴活動の充実	ホームページの運営と管理、広報紙の発
市の保有する情報を適正に管理するとともに、多様な手段	行、SNS等の新たな情報発信方法の検
により、市民との情報共有を図り、市民からの意見を市政に	討、多様な市民参画機会の提供と新たな
反映させるため、広報・広聴活動を進めます。	手法の検討、適正な文書保存の推進

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
広聴制度利用件数	134件	200件



効果的・効率的な行財政運営

▶めざす姿

職員一人ひとりが広い視野と経営的な視点を持ち、効果的・効率的で持続可能な行財政運営を行っています。

▶現状•課題

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、市民ニーズは複雑化・多様化しています。また、児童虐待やいじめ、災害への対応等、市が取り組むべき業務は拡大していますが、人口減少・少子高齢社会の進行により、市税収入の減少や社会保障費の増大等、財政運営を取り巻く状況は厳しさを増しています。

このような状況から、市民ニーズに即した公共サービスを安定的に供給するためには、経営的な視点のもとで、 職員一人ひとりの生産性を高め、経営資源の有効活用を積極的に図る必要があります。

財政運営にあたっては、積極的な歳入確保を図るとともに、市民ニーズや社会経済情勢の変化に伴う事業の見直し等歳出の適正化を常に図りながら、計画的かつ効率的に行うことが求められます。

行政運営にあたっては、市民の多様化するニーズに対応するため、意欲的・戦略的に政策形成に取り組むとともに、自主的・継続的に経営改善に取り組む職員を育成する必要があります。また、AI*やICT*等を積極的に活用し、業務の効率化・高度化を図るとともに、行政手続きの電子化を進め、市民サービスの向上を図る必要があります。

また、野洲市単独での行政運営に加え、県や周辺市町、大学等の教育機関も含めた様々な主体と連携することで、地域課題に効果的・効率的に取り組むことも重要です。









取組方針	主な取組
①計画的で効率的な行財政運営 積極的な歳入の確保と歳出の適正化に努め、計画的で効率的な財政運営を行います。また、事業者・大学等の教育機関・県や周辺市町等の関係行政機関・市民活動団体等の多様な主体の参画のもと、効果的かつ効率的に行政運営を行います。	債権管理条例の適正運用による市税等の確保、ふるさと納税 [※] の活用等積極的な歳入の確保、公有財産の有効活用、行政評価制度を用いた事業の改善
②広い視野と経営的視点を持った職員の育成 新たな政策課題への対応を図るため、広い視野と経営的 視点を持ち、政策形成や経営改善に主体的に取り組む職員 を育成します。	職員研修の充実、職員提案制度の活用等による職員の政策形成能力の向上
③先端技術の導入と電子化の推進 AIやICT等を積極的に導入し、業務の効率化・高度化を図ります。市民の利便性向上のため、行政手続きの電子化を推進します。	行政手続きの電子化の推進、統計データ のオープンデータ*化の推進、IoT*の活 用

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
経常収支比率	93.3%	94.0%以下
電子化した行政手続き数	7件	50件

- 経営改善アクションプラン
- 公共施設等総合管理計画

計画の進捗管理

総合計画の進捗管理については、PDCAサイクル(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という工程を継続的に繰り返す仕組み)を基に、事業の実施状況や指標の進捗状況について評価・検証を行い、結果に基づき改善を行います。計画の進捗状況は市民に分かりやすい形で積極的に情報公開し、市民参画による透明性の高い進捗管理に努めます。

進捗管理におけるPDCAサイクルのイメージ



施策の進捗管理に用いる指標一覧

施策		指標	現状値	目標値
		待機児童数(学童保育所)	0人	0人
1-1	子育て支援の充実	待機児童数(未就学児)	52人	0人
	児童虐待終結件数/児童虐待件数	17.2%	20.0%	
1-2	ま小ケの母会会は	地域子ども教室の参加人数	4,310人	5,020人
1-2	青少年の健全育成 	少年センターの相談件数	554件	590件
1-3 学校教育の充実	学校教会の 女皇	「家で自分で計画を立てて勉強をしている」 児童生徒の割合	小6年: 39.6% 中3年: 14.5%	小、中学生 とも50.0%
	子似教目の元夫	「地域や社会をよくするために何をすべきかを 考えることがある」児童生徒の割合	小6年:13.7% 中3年:11.9%	小、中学生 とも30.0%
		主要スポーツ施設の利用者数	247,211人	276,500人
1-4	 生涯学習・生涯スポーツ・	主要文化施設の利用者数	75,858人	110,000人
1-4	文化芸術の推進	生涯学習出前講座の実施回数	840	900
		図書館の利用者数	10,356人	11,000人
		人権尊重をめざす市民のつどいへの新規参加者数	90人	180人
1-5	人権の尊重と多文化共 生社会の実現	審議会等委員の女性比率	36.5%	40.0%
		姉妹都市交流事業への参加希望者数	10人	20人
		特定健診受診率	48.3%	60.0%
2-1	健康づくりの推進と地 域医療体制の整備	特定保健指導の実施率	29.8%	35.0%
		喫煙率	男性22.9% 女性4.1%	男性21.1% 女性3.5%
		いきいき百歳体操の団体数・参加者数	53団体・ 1,250人	65団体・ 1,400人
2-2	高齢者がいきいきと暮 らせるまちづくり	小地域ふれあいサロンの数・実施回数	84サロン・ 1,153回	100サロン・ 1,300回
り 占 る ま ら		要介護3以上に対する介護老人福祉施設のベッド数 の充足率	18.2%	30.0%
		小規模多機能型居宅介護の施設数	1施設	4施設
	障がい児・者福祉の 充実	グループホーム数	5か所	7か所
2-3		指定特定相談支援事業者数	6事業者	7事業者
		早期療育通園事業「にこにこ教室」利用児数	68人	75人
2-4	地域福祉の推進	地域福祉を推進する市民交流や懇談会の回数	ı	年2回以上
	生活困窮者等への支援の充実	生活困窮者支援事業において支援プランを 策定した数	314件	400件
2-5		包括的な相談窓□数	1か所	4か所
		「見守りネットワーク協定」協力事業者・団体数	41事業者・団体	50事業者・団体
2-6	消費者行政・防犯対策	消費生活相談窓□数	1か所	2か所
2-0	の充実	犯罪発生率	36.4%	23.2%

計画の進捗管理

	施策	指標	現状値	目標値
3-1	商工業の振興	製造業付加価値額	921億円	1,042億円
		年間商品販売額	870億円	990億円
		創業塾受講者数	11人	20人
		担い手への土地利用集積率	75.6%	80.0%
3-2	農林水産業の振興	認定農業者の法人化数	18 法人	25 法人
		「環境保全型農業直接支払交付金」取組面積	967ha	1,000ha
3-3	地域資源を生かした 観光の振興	観光入込客数	1,550,100人	1,627,500人
3-4	歴史文化遺産の 保全・活用	国・県・市指定文化財件数	140件	144件
3-4		歴史民俗博物館入館者数	10,604人	11,700人
		居住誘導区域内の人口密度	58.1人/ha	58.1人/ha
4-1	均衡ある土地利用の 推進	JR野洲駅乗降客数	30,626人	31,000人
		活用した空き家数	0戸	5戸
4-2	自然環境・美しい景観	違反広告物の数	726件	500件
4-2	の保全	市民一人あたりの都市公園面積	8.2㎡/人	8.5㎡/人
	生活環境の保全と 上下水道サービスの 安定供給	環境基準達成率	100%	100%
4-3		市民一人あたりの年間ごみ排出量	273kg	257kg
4-3		水道水の有収率	81.5%	85.0%
		石綿セメント管更新率	28.4%	100%
		防火水槽設置数	364基	400基
4-4	防災・減災対策の強化	災害時応援協定数	34指定	40指定
		メール配信サービス(防災)登録者数	5,114人	7,000人
	道路ネットワークの 整備と交通安全の推進	通勤時間帯における渋滞発生路線の数	4路線	0 路線
4-5		都市計画道路の整備率	82.0%	92.0%
		交通事故発生件数	99件	60件
4-6	公共交通の利便性の 向上	コミュニティバス利用者数	56,395人	58,000人
5-1	市民活動・自治会活動	市民活動団体数	201団体	230団体
J-1	の推進	コミュニティセンター利用件数 (延数)	10,598件	13,800件
5-2	市民との情報共有の 推進	広聴制度利用件数	134件	200件
E2	効果的・効率的な行財	経常収支比率	93.3%	94.0%以下
5-3	政運営	電子化した行政手続き数	7件	50件